



愛媛県報

発行 愛媛県

平成19年6月19日火曜日 第1871号

◇ 目 次 ◇ 告 示

大規模小売店舗の新設の届出の概要等.....	692
大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....	693
漁業の許可又は起業の認可の申請期間(2件).....	693
建設業者の許可の取消し.....	693
道路の区域変更(県道壬生川丹原線).....	694
道路の供用開始(県道今治丹原線).....	695
道路の供用開始(県道朝倉伊予桜井停車場線).....	695
道路の区域変更(県道今治波方港線).....	695
道路の供用開始(").....	695
道路の供用開始(県道松山東部環状線).....	695
道路の区域変更(県道美川松山線).....	696
道路の供用開始(").....	696
道路の区域変更(県道平野坂戸線).....	696
道路の供用開始(").....	696
道路の供用開始(県道久万中山線).....	697
道路の区域変更(県道城辺高茂岬線).....	697
道路の供用開始(").....	697
道路の区域変更(県道網代鳥越線).....	697
道路の供用開始(").....	697

公 告

職業訓練指導員試験の実施.....	698
-------------------	-----

選挙管理委員会告示

愛媛県選挙公営実施規程の一部改正.....	698
愛媛県選挙事務執行規程の一部改正.....	700

雑 報

公示送達.....	704
-----------	-----

告 示

○愛媛県告示第1107号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに西条市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成19年6月19日

愛媛県知事 加戸守行

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)フレスポ西条店Ⅱ
西条市新田字市塚新田162番2他10筆
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
大和リース株式会社

大阪府大阪市中央区農人橋2丁目1番36号

代表取締役社長 梶本 六夫

オリックス・アルファ株式会社

東京都港区芝3-22-8

取締役社長 坂本 修二

- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ベスト電器

福岡市博多区千代6丁目2番33号

代表取締役社長 有園 憲一

- (4) 大規模小売店舗の新設をする日

平成20年1月18日

- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3,925.88平方メートル

- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数

206台

イ 駐輪場の収容台数

115台

ウ 荷さばき施設の面積

66.0平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の容量

109.19立方メートル

- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

株式会社ベスト電器

開店時刻 午前9時 閉店時刻 午前2時

テナント未定(C棟-I)

開店時刻 午前9時 閉店時刻 午前0時

テナント未定(C棟-II)

開店時刻 午前9時 閉店時刻 午前0時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午前2時30分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

3箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設No.① 午前9時から午後6時まで

荷さばき施設No.② 午前9時から午後4時まで

- 2 届出年月日

平成19年5月17日

- 3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛

媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部
商工労政課並びに西条市役所において告示の日から 1 月間縦覧に
供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表
者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活
環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1108号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において
準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産
業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から 4 月間縦覧に供する。

平成19年 6月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 日
バルティ・フジ北条	松山市北条辻225 - 3	駐車場の位置及び収容台数	99台	73台	平成20年 2月4日	平成19年 6月4日
		駐車場の自動車の出入口の数及び位置	6箇所	5箇所		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告
示の日から 4 月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労
政課並びに松山市役所において告示の日から 1 月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1109号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船及びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成19年 6月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成19年 6月19日から 7月3日まで

○愛媛県告示第1110号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、宇和海を操業区域とする小型機船及びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成19年 6月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成19年 6月19日から 7月3日まで

○愛媛県告示第1111号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成19年 6月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許 可 番 号	許 可 年月日	商 号 又 は 名 称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取 消 年月日	取 り 消 し た 建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般・特 - 18)第1429号	平成18年 5月23日	(有)松崎建設	松崎 覚則	南宇和郡愛南町福浦631	平成19年 5月1日	土木工業業 及び・土工工業業 水道施設工業業 管工業業	建設業の廃止

(般 - 14)第9447号	平成14年 5月24日	イトーキカイ(株)	伊藤 章善	東温市見奈良1652	平成19年 5月1日	機械器具設置工事業	建設業の廃止
(般 - 17)第14710号	平成18年 2月8日	(株)創夢住建	山本 守厚	松山市南久米町558 - 1	平成19年 5月1日	建築工事業	建設業の廃止
(般 - 14)第15051号	平成14年 6月24日	(有)橋田組	橋田 弘	松山市味酒町2 - 13 - 10	平成19年 5月1日	土木工事業	建設業の廃止 (一部)
(般・特 - 17)第13133号	平成17年 7月25日	(株)松田工業	松田 頼明	八幡浜市川之内2 - 7 - 1	平成19年 5月8日	建築工事業 管工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 14)第14528号	平成14年 11月28日	(株)ビル・リフォーム	大森 史朗	松山市竹原町1 - 7 - 1	平成19年 5月8日	土木工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 14)第1017号	平成14年 6月20日	光建設(株)	新居田政重	今治市大西町宮脇甲503 - 1	平成19年 5月9日	管工事業 造園工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 14)第947号	平成14年 6月1日	(有)四国エレベータ	日田 清次	松山市竹原4 - 2 - 34	平成19年 5月14日	機械器具設置工事業	建設業の廃止
(特 - 14)第15049号	平成14年 6月20日	(有)西国工務店	西國 則一	西予和郡伊方町塩成2053 - 1	平成19年 5月15日	建築工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 18)第3号	平成18年 5月1日	(有)協和電気商会	小祿フミ子	新居浜市若水町2 - 1 - 17	平成19年 5月16日	管工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 18)第493号	平成19年 1月8日	西原建設(株)	西原 真男	四国中央市寒川町3380	平成19年 5月16日	土木工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般 - 15)第14213号	平成16年 3月2日	萩生建設(株)	日浦 清一	伊予郡砥部町拾町92 - 2	平成19年 5月16日	とび・土工工事業	建設業の廃止
(般 - 15)第15496号	平成16年 2月26日	(有)サン・エンパイロメント	旭 清之	松山市来往町1279 - 1	平成19年 5月16日	土木工事業 とび・土工工事業 管工事業 しゅんせつ工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般 - 16)第5129号	平成17年 3月26日	吉村建築	吉村 寛	南宇和郡愛南町中川1202	平成19年 5月22日	建築工事業	建設業の廃止
(般 - 15)第15381号	平成15年 8月20日	(有)今建	日浅 左絵	今治市町谷甲681 - 12	平成19年 5月22日	土木工事業 電気工事業	建設業の廃止
(般 - 17)第14657号	平成17年 11月22日	岸工務店	岸 博文	四国中央市土居町天満2531	平成19年 5月23日	建築工事業	建設業の廃止 (法人成り)
(般 - 17)第12157号	平成18年 1月5日	(株)承兵	片岡多賀志	松山市上伊台町乙198 - 1	平成19年 5月25日	土木工事業 とび・土工工事業 ほ装工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般 - 18)第8002号	平成18年 12月1日	(有)のもと	野本 勝久	西予市宇和町卯之町3 - 281	平成19年 5月29日	内装仕上工事業	建設業の廃止
(特 - 14)第1062号	平成14年 7月9日	加栄建設(株)	樽井 功	松山市土橋町17 - 2	平成19年 5月28日	ほ装工事業 しゅんせつ工事業 水道施設工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 14)第4688号	平成14年 6月17日	(株)兵頭組	兵頭 利弘	四国中央市中曾根町1704 - 2	平成19年 5月31日	土木工事業 とび・土工工事業 石工事業 ほ装工事業 水道施設工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第1112号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年6月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	壬生川丹原線	西条市北条1651番2地先から 同市北条1628番1まで	旧	メートル 18.4~32.0	キロメートル 0.318	
			新	18.4~34.2	0.318	

○愛媛県告示第1113号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年6月19日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	今治丹原線	今治市朝倉北甲472番地先から 同市朝倉北甲387番4まで	平成19年6月19日

○愛媛県告示第1114号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年6月19日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	朝倉伊予桜井停車場線	今治市朝倉北甲425番2から 同市朝倉北甲423番7まで	平成19年6月19日

○愛媛県告示第1115号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年6月19日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	今治波方港線	今治市阿方字幸部田甲199番7から 同市阿方字幸部田甲208番7まで	旧	メートル 7.5~45.0	キロメートル 0.135	
			新	7.5~8.5	0.135	

○愛媛県告示第1116号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年6月19日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	今治波方港線	今治市阿方字幸部田甲199番7から 同市阿方字幸部田甲208番7まで	平成19年6月19日

○愛媛県告示第1117号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年6月19日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	松山東部環状線	松山市吉藤五丁目1043番3から 同市吉藤五丁目乙158番1地先まで	平成19年6月19日

○愛媛県告示第1118号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、松山地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成19年6月19日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
県道	美川松山線	上浮穴郡久万高原町有枝2846番2から 同町有枝2833番まで	旧	メートル 4.4~16.1	キロメートル 0.228	
			新	10.6~39.0	0.207	

○愛媛県告示第1119号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、松山地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成19年6月19日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	美川松山線	上浮穴郡久万高原町有枝2846番2から 同町有枝2833番まで	平成19年6月19日

○愛媛県告示第1120号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成19年6月19日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
県道	平野坂戸線	西予市宇和町窪21番2から 同町伊崎4番2まで	旧	メートル 3.5~17.2	キロメートル 0.137	
			新	8.5~15.0	0.137	

○愛媛県告示第1121号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成19年6月19日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	平野坂戸線	西予市宇和町窪21番2から 同町伊崎4番2まで	平成19年6月19日

○愛媛県告示第1122号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年6月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	久万中山線	喜多郡内子町白杵1153番3	平成19年6月19日

○愛媛県告示第1123号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、宇和島地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年6月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	城辺高茂岬線	南宇和郡愛南町古月154番から 同町古月153番まで	旧	メートル 3.9~6.4	キロメートル 0.073	
			新	5.0~15.3	0.065	

○愛媛県告示第1124号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、宇和島地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年6月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	城辺高茂岬線	南宇和郡愛南町古月154番から 同町古月153番まで	平成19年7月3日

○愛媛県告示第1125号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、宇和島地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年6月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	網代鳥越線	南宇和郡愛南町油袋96番3から 同町油袋97番1地先まで	旧	メートル 6.0~9.4	キロメートル 0.127	
			新	9.3~28.6	0.115	

○愛媛県告示第1126号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、宇和島地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年6月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	網代鳥越線	南宇和郡愛南町油袋96番3から 同町油袋97番1地先まで	平成19年7月3日

公 告

○ 公 告

職業訓練指導員試験の実施について

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条の規定に基づき、職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

平成19年6月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 試験を実施する職種

- (1) 学科試験（関連学科及び指導方法）を実施する職種
機械科、和裁科、木工科及び配管科
- (2) 学科試験（指導方法）を実施する職種
職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）別表第11に掲げる全職種（(1)に掲げる職種を除く。）

2 試験の実施期日

平成19年9月30日（日）午前10時

3 試験の実施場所

松山市西垣生町2184番地

独立行政法人雇用・能力開発機構愛媛センター

4 受験申請書の提出期間

平成19年7月23日（月）から8月3日（金）までとする。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

5 受験申請書の提出先

松山市一番町4丁目4番地2

愛媛県経済労働部管理局労政雇用課

6 合格発表

平成19年10月中旬に愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、合格した者に通知する。

7 その他

(1) 受験手続の詳細を記載した受験案内及び受験申請書は、労政雇用課において交付する。

なお、郵送を希望する者は、あて先を明記し、120円分の郵便切手をはった返信用封筒を同封の上、労政雇用課へ申し込むこと。

(2) この試験についての問い合わせは、労政雇用課職業訓練係（電話（089）912 2503）にすること。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第59号

愛媛県選挙公営実施規程（昭和44年11月1日愛媛県選挙管理委員会告示）の一部を次のように改正する。

平成19年6月19日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤 山 薫

別記第19号様式を次のように改める。

(投票所内の政党等の名称等の掲示)

その1

						衆議院名簿届出政党等の名称 (ふりがな)	何年何月何日執行 衆議院比例代表選出議員選挙 衆議院名簿届出政党等名称掲示
順位	(ふりがな)氏名	順位	(ふりがな)氏名	順位	(ふりがな)氏名	衆議院名簿登載者の氏名及び当選人となるべき順位	市(町)選挙管理委員会

その2

(ふりがな)参議院名簿登載者の氏名	(ふりがな)略称	(ふりがな)参議院名簿届出政党等の名称	何年何月何日執行 参議院比例代表選出議員選挙 参議院名簿届出政党等名称等及び参議院名簿登載者氏名掲示 市(町)選挙管理委員会

備考 1 文字は、すべて黒色で記載するものとする。

2 「名簿届出政党等の名称」、「略称」及び「参議院名簿登載者の氏名」については縦書き、「衆議院名簿登載者の氏名及び当選人となるべき順位」については横書きとし、名簿による候補者届出書の記載に従って、ふりがなを付するものとする。

○愛媛県選挙管理委員会告示第60号

愛媛県選挙事務執行規程（平成12年3月愛媛県選挙管理委員会告示第26号）の一部を次のように改正する。

平成19年 6月19日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤 山 薫

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（報告等の経由）</p> <p>第2条 市町委員会から県の選挙管理委員会（以下「県委員会」という。）に対する報告（<u>第14条第3項及び第24条第2項の規定による速報を除く。</u>）及び届出は、所轄地方書記長を経てしなければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>第18条の2 省略</p> <p>（衆議院議員又は参議院議員の再選挙又は補欠選挙における在外投票の投票用紙及び投票用封筒を発送する日）</p> <p>第18条の3 在外選挙執行規則（平成11年自治省令第2号）第23条第3号に規定する当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が定める日は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める日とする。</p> <p>(1) 衆議院議員又は参議院議員の統一対象再選挙（法第33条の2第2項に規定する統一対象再選挙をいう。以下同じ。）又は補欠選挙が同項の規定により行われる場合 <u>9月16日から翌年の3月15日までにこれらの選挙を行うべき事由が生じた場合は当該期間の直後の3月16日、3月16日からその年の9月15日までにこれらの選挙を行うべき事由が生じた場合は当該期間の直後の9月16日</u></p> <p>(2) 衆議院議員又は参議院議員の統一対象再選挙又は補欠選挙が法第33条の2第3項又は第4項の規定により行われる場合 <u>これらの選挙を行うべき事由が生じた旨を県委員会が告示した日又は参議院議員の任期満了の日前60日に当たる日のいずれか遅い日</u></p> <p>(3) 衆議院議員若しくは参議院議員の再選挙が法第33条の2第1項の規定により行われる場合又は参議院議員の統一対象再選挙若しくは補欠選挙が同条第5項の規定により行われる場合 <u>これらの選挙を行うべき事由が生じた旨を県委員会が告示した日</u></p> <p>2 <u>法第33条の2第7項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項第1号中「これらの選挙を行うべき事由」とあるのは「同条第7項の規定により読み替えて適用される同条第2項に規定する遅い方の事由」と、同項第2号中「これらの選挙を行うべき事由」とあるのは「同条第7項の規定により読み替えて適用される同条第3項又は第4項に規定する遅い方の事由」と、同項第3号中「これらの選挙を行うべき事由」とあるのは「同条第7項の規定により読み替えて適用される同条第1項又は第5項に規定する遅い方の事由」とする。</u></p>	<p>（報告等の経由）</p> <p>第2条 市町委員会から県の選挙管理委員会（以下「県委員会」という。）に対する報告 _____ _____及び届出は、所轄地方書記長を経てなければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>第18条の2 省略</p>

第31号様式を次のように改める。

第31号様式

その1 (参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙の場合)

何 選 挙 開 票 結 果 速 報

		届出順	候補者氏名	得票数
候補者の得票総数		1		
あん分の際切り捨てられた票数		2		
いずれの候補者にも属しない有効投票数		3		
無効投票数		4		
小計 (投票総数)		5		
不受理投票数		6		
計		計		
投票者数				
同上のうち仮投票等の数				
市町名又は 開票区名	発信者		発信時刻	午 前後 時 分
	受信者		受信時刻	午 前後 時 分

注1 衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては、「候補者」とあるのは「名簿届出政党等」と、「候補者氏名」とあるのは「名簿届出政党等の名称」と読み替えること。

2 「同上のうち仮投票等の数」欄には、仮投票、代理投票の仮投票及び投票管理者において不受理にされ又は拒否された不在者投票（在外投票を含む。）の数を記載すること。

その2（参議院比例代表選出議員の選挙の場合）

参議院比例代表選出議員選挙開票結果速報（投票総数）

(A) 得票総数の合計	(B) 按分の際切り 捨てた票数	(C) いずれの政党 にも属しない 票数	(D) 有効投票数 (A)+(B)+(C)	(E) 無効投票数	(F) 投票総数 (D)+(E)	(G) 不受理	(H) その他持ち帰 り等	(I) 投票者総数 (F)+(G) +(H)

市町名又は 開票区名		発信者	確定時刻	午 前後 時 分		発信時刻	午 前後 時 分	
		受信者		受信時刻		午 前後 時 分		

注 「(A)得票総数の合計」欄は、各政党等ごとの投票総数を合計したものであること。

その3（参議院比例代表選出議員の選挙の場合）

参議院比例代表選出議員選挙開票結果速報（名簿届出政党等別名簿登載者別得票数）

政党等の名称（届出番号）

							名簿登載者の得票総数 (a)	政党等の得票総数 (b)
							得票総数	

市町名又は 開票区名		発信者		発信時刻	午 前 後	時	分
		受信者		受信時刻	午 前 後	時	分

- 注1 「政党等の得票総数（b）」欄は、政党等の名称又は略称が記載された投票に係る得票数を記入すること。
 2 按分による小数点以下の数値がある場合は、小数点第3位（第4位以下を切り捨てる。）までの得票数を報告すること。

雑 報

○公示送達

住所不明（ただし、戸籍の附票の住所 愛媛県北宇和郡津島町大字近家乙 146 番地 7 ） 楠本 壽文

住所不明 須山 恒男

住所不明 須山 マサ

住所不明（ただし、住民票の住所 愛知県豊田市三軒町 3 丁目 56 番地 19 ） 佐藤カズ子

住所不明（ただし、戸籍の附票の住所 愛知県津島市南本町 5 丁目 62 番地の 2 ） 二宮 正孝

土地収用法（昭和26年法律第 219 号）第66条第 3 項の規定に基づき上記の者に送達すべき次の書類は、当収用委員会事務局（愛媛県土木部管理局用地課）において保管してあるので、出頭の上、その交付を受けてください。

なお、この書類を受領しないときは、土地収用法施行令（昭和26年政令第 342 号）第 5 条第 5 項の規定により、平成19年 7 月 9 日を経過した時にその書類の送達があったものとみなされます。

平成19年 6 月19日

愛媛県収用委員会

会長 矢 野 隆 三

平成19年 3 月28日付け裁決書